

令和7年度 連絡協議会の取組結果について

大型車通行適正化に向けた近畿地域連絡協議会
令和8年2月9日（月）

2. 令和7年度の取組一覧

令和7年度の広報活動の実施内容

対象者	実施項目	NO	実施先	実施内容	実施主体
荷主	チラシ配布及びアンケート調査の実施	①	(建設業団体) 日本建設業連合会関西支部【76社】 大阪建設業協会【103社】 京都府建設業協会【222社】 兵庫県建設業協会【660社】 PC建設業協会関西支部【13社】 大阪府鉄構建設業協同組合【107社】 京都府鉄構工業協同組合【47社】 兵庫県鉄工建設業協同組合【77社】	<ul style="list-style-type: none"> 荷主関係団体を通じて、各荷主事業者に対してチラシ等を活用した啓発活動及びアンケート調査依頼の実施 荷主関係団体のホームページ及び機関誌に啓発用チラシの掲載及びアンケート調査の協力依頼の実施 	建設業団体事務局
			建設工事安全協議会	<ul style="list-style-type: none"> 各国道事務所を通じて、「工事安全対策協議会」の各工事現場等にポスター掲示及びチラシ配布の協力依頼の実施 連絡協議会に關係する国道事務所に対して、ホームページへの啓発用チラシ等の掲載依頼を実施 直轄工事以外の工事に関して、大阪労働局、兵庫労働局及び京都労働局に対し、管内各労働基準監督署へのポスター掲示及びチラシの配布等の協力依頼の実施(巡回指導の際に現場でのチラシ配布を含む。) 	事務局
クレーン事業者	ポスター・チラシ配布等の実施	②	全国クレーン建設業協会大阪支部【54社】 全国クレーン建設業協会兵庫支部【27社】	<ul style="list-style-type: none"> クレーン建設業協会の各支部を通じて、クレーン事業者に対して「特殊車両通行制度」「荷主勧告制度」等に関するチラシ配布等及びアンケート調査の協力依頼の実施 5年周期の安全衛生法に基づく、オペレータ講習会でのアンケート調査の協力依頼の実施 	クレーン協会事務局
運送事業者	チラシ配布及びアンケート調査の実施、機関誌・HPへの掲載の実施	③	大阪府トラック協会【3,800社】 京都府トラック協会【1,094社】 兵庫県トラック協会【2,100社】	<ul style="list-style-type: none"> 関係機関のトラック協会の機関誌へ「特殊車両通行制度」等に関する記事掲載及びアンケート調査の協力依頼の実施 関係機関のトラック協会へ特殊車両通行確認制度の周知のため、制度のチラシをホームページや機関誌への掲載依頼の実施 	トラック協会事務局
	整備管理者研修を活用したチラシ配布の実施	④	各運輸支局	<ul style="list-style-type: none"> 各種研修等を活用して、「特殊車両通行制度」等に関する啓発用のチラシ配布の協力依頼の実施 	各運輸支局
	運行管理者講習を活用した啓発活動の実施	⑤	近畿運輸局	<ul style="list-style-type: none"> 各種講習等を活用して、「特殊車両通行制度」等に関するチラシ配布の協力依頼の実施(NASVAIに依頼) 	近畿運輸局
	ドライバー等へのチラシ配布の実施	⑥	各道路管理者	<ul style="list-style-type: none"> 合同取締の現地取締時にチラシ・ウェットティッシュ配布の実施 連絡協議会に關係する道路管理者が実施する特殊車両の通常取締りに、啓発用チラシをドライバーへ配布依頼の実施 	道路管理者事務局
			大阪府トラック協会	<ul style="list-style-type: none"> 運送事業者団体の協力を得て、トラックドライバーの休憩施設のトラックステーションに啓発用ポスター掲示及びチラシ配布等の協力依頼の実施(大阪トラックステーション) 	事務局
	講習会等の実施	⑦	大阪府トラック協会 京都府トラック協会 兵庫県トラック協会	<ul style="list-style-type: none"> 近畿運輸局・近畿地方整備局職員を講師として、関係機関のトラック協会が主催する会員事業者向けGマーク研修等でのチラシ配布及びアンケート調査の協力依頼の実施 	トラック協会事務局
	社会一般	SNSによる広報	⑧	—	<ul style="list-style-type: none"> 「ラジオCM」の代替として、社会一般・荷主・運送事業者へ、情報発信力のあるYouTube等のSNSを活用した広報の検討 広報用動画を制作し、SNS広告に掲載及び各関係機関等のHP・SNS等へ掲載依頼の実施
広報イベントでのチラシ配布及びアンケート調査		⑨	インフラメンテナンス国民会議 建設技術展 トラックの日等	<ul style="list-style-type: none"> 「インフラメンテナンス国民会議」及び「建設技術展」のイベントにおいて、パネル展示、動画放映、啓発用チラシ・ウェットティッシュ等の配布による啓発活動、また、荷主及び一般来場者に対しアンケート調査の実施 トラックの日「トラックフェスタ」において、各会場での啓発用チラシ配布依頼の実施 	トラック協会事務局
ポスターの掲示及びチラシ配布		⑩	—	<ul style="list-style-type: none"> 協議会構成機関、関係団体へのポスター掲示及びチラシ配布等による啓発活動の協力依頼の実施 国道事務所に対して、直轄国道沿線の「道の駅」道路情報コーナーにポスター掲示及びチラシ配布の協力依頼の実施 	各委員事務局
連絡協議会ホームページ掲載		⑪	近畿地方整備局ホームページ	<ul style="list-style-type: none"> 連絡協議会の関係道路管理者と連携し、定期的に実施している取締実績の情報提供(前年度実績)、重大事故情報及び行政処分事例の協議会ホームページへの掲載の実施 協議会ホームページを活用したアンケート調査により、特殊車両通行制度等の認知度等の調査の実施 構成機関、関係団体のホームページから協議会ホームページへのリンク掲載依頼の実施 	事務局
運送事業者	合同取締	⑫	各道路管理者	<ul style="list-style-type: none"> 大阪府・京都府・兵庫県において合同取締りの実施 	道路管理者

2. 令和7年度の取組一覧

令和7年度連絡協議会の取組み

実績

活動計画	令和7年度											
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
連絡協議会											■	
総括ワーキンググループ				□ 第1回 (7/9)							□ 第2回 (1/26)	
合同取締ワーキンググループ				■ 第1回 (7/9)				■ 第2回 (10/15)			■ 第3回 (1/26)	
■ 関係団体へ協力依頼			▶									
〔啓発活動〕 ① 荷主HP掲載等 ③ 運送事業者機関誌 ④ 整備管理者研修 ⑤ 運行管理者講習 ⑥ 運送事業者等啓発 ⑧ SNSによる広報									▶	▶	▶	▶
〔認知度調査〕 ①～③ 荷主、クレーン・運送事業者アンケート調査				▶	▶	▶	▶	▶	▶	▶	▶	▶
〔各委員等の取組〕 ⑨ 広報イベントへ参画 ⑩ ポスターの掲示等				▶	▶	▶	▶	▶	▶	▶	▶	▶
〔連絡協議会HP〕 ⑪ 連絡協議会HP	▶	▶	▶	▶	▶	▶	▶	▶	▶	▶	▶	▶
〔合同取締〕 ⑫ 合同取締												■ (11/12)

3. 取組の紹介（荷主関係団体への啓発活動）

NO.① 国道事務所へのホームページ掲載依頼

近畿地域連絡協議会の各国道事務所へ依頼して、啓発用チラシ（4種類）を各事務所のホームページに掲載。

【大阪国道事務所】



【京都国道事務所】



【兵庫国道事務所】

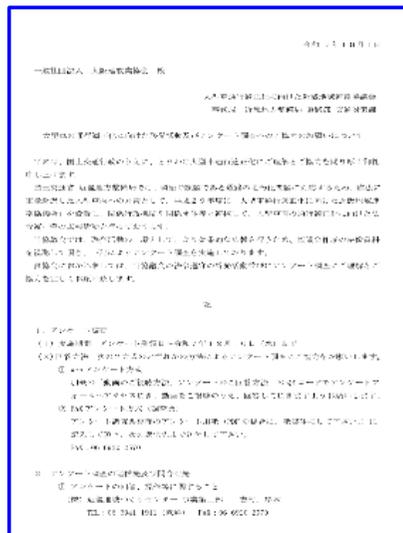


3. 取組の紹介（荷主及びクレーン事業者への啓発活動）

NO.①② 荷主及びクレーン事業者へのチラシ配布及びアンケート調査

近畿地域連絡協議会のアンケート調査の実施

アンケート調査は、WEB及び紙媒体のアンケート用紙には、WEBアンケートフォームのQRコードを掲載して、アンケート調査を実施。



荷主向けチラシ

3-1

荷主の方向け大型車両に関する認知度調査のご協力をお願い

調査の目的
国土交通省近畿地方整備局では、平成30年1月25日に「大型車通行適正化に向けた近畿地域連絡協議会」を設置し、大型車通行の適正化に向けて、関係行政機関や関係団体等が、道路を劣化させる主要因となっている重量を違法に超過した大型車両（特殊車両）への対策に資する活動を行っております。この活動の一環で、荷主の方に認知度調査を行い、その結果を基に効果的な広報資料を作成することを目的としております。
お忙しい中大変恐縮ですが、本趣旨をご理解頂き、アンケート調査へのご協力をお願い致します。
なお、アンケート調査結果は上記目的以外に使用致しません。
【大型車通行適正化に向けた近畿地域連絡協議会 事務局：近畿地方整備局 道路部 交通対策課】

調査対象
運送事業者の「荷主」にあたる事業者

調査期間
本アンケート到達日から令和7年12月10日（水）まで

調査方法

- Webアンケート方式（下記のURLまたはQRコードからアンケートフォームへアクセスができます）
URL：<https://forms.gle/vYQwClm9zqQhDTGk6>
- FAX方式（裏面のアンケート用紙にご記入頂き、下記問合せ先②のFAX番号へ送付ください）

問合せ先

①アンケートの依頼に関するご質問	近畿地方整備局 道路部 交通対策課	高谷、下地
TEL：06-6942-1141（代表）		
②アンケートの回答、操作等に関するご質問	(株)近畿地域づくりセンター 事業第二部	吉村、岸本
TEL:06-6941-1911（直通）	FAX:06-6920-2570	

アンケートフォームへのアクセスはこちら

※特殊車両の例

積骨積載状態で、幅2.5m、長さ12m、高さ3.8m、重さ20tのいずれかを超える車両のことを「特殊車両」といいます。

アンケート用紙

荷主の方向け大型車両に関する認知度調査票

国土交通省近畿地方整備局では、平成30年1月25日に「大型車通行適正化に向けた近畿地域連絡協議会」を設置し、大型車通行の適正化に向けて、関係行政機関や関係団体等が、道路を劣化させる主要因となっている重量を違法に超過した大型車両（特殊車両）への対策に資する活動を行っております。
この活動の一環で、荷主の方に認知度調査を行い、その結果を基に効果的な広報資料を作成することを目的としております。
お忙しい中大変恐縮ですが、本趣旨をご理解頂き、アンケート調査へのご協力をお願い致します。
なお、アンケート調査結果は上記目的以外に使用致しません。
【大型車通行適正化に向けた近畿地域連絡協議会 事務局：近畿地方整備局 道路部 交通対策課】

ログインすると作業内容を保存できます。詳細

【問い合わせ先】
①アンケート調査の依頼者
近畿地方整備局 道路部 交通対策課

【属性】

このアンケートをどこで知りましたか？
当てはまる内容を選択して下さい。

- 大阪建設業協会（左記主催の研修・講習会含む）
- 京都府建設業協会（左記主催の研修・講習会含む）
- 兵庫県建設業協会（左記主催の研修・講習会含む）
- 大阪府鉄構建設業協同組合（左記主催の研修・講習会含む）
- 京都府鉄構工業協同組合（左記主催の研修・講習会含む）
- 兵庫県鉄工建設業協同組合（左記主催の研修・講習会含む）
- PC建設業協会 関西支部（左記主催の研修・講習会含む）
- 日本建設業連合会 関西支部（左記主催の研修・講習会含む）
- その他:

戻る 次へ 2/12 ページ フォームをクリア

<WEBアンケートフォーム例>

3. 取組の紹介（運送事業者への啓発活動）

NO.③ 機関誌掲載（1/2）

【大阪府トラック協会】

大阪府トラック協会の機関誌「トラック広報」10月号に連絡協議会の活動PRとアンケート調査の協力依頼文及び啓発チラシ（一般向け）を掲載。



大型車通行適正化に向けた近畿地域連絡協議会からのお知らせ

大型車通行適正化に向けた啓発活動を実施

「大型車通行適正化に向けた近畿地域連絡協議会」では、大型車両の運送事業者及び関係する事業者の適正かつ安全な走行に向け、「積み過ぎ禁止！ルール厳守で道路を守ろう！」を統一スローガンに様々な啓発活動を実施しています。

近畿地域の橋梁等の道路構造物は、昭和30年代後半頃から45年にかけて整備されたものが多く、建設後50年を経過した橋梁の割合は約3割程度あり、今後さらに増加傾向にあると言われています。これらの老朽化した道路構造物に対して、近年、軸重超過車両の割合は、3割程度の幅で推移しており、依然として、重量超過の車両は減少しておらず、老朽化が進んでいる橋梁や道路舗装等に大きな悪影響を与えています。

こうした現状を踏まえて、当協議会では平成30年から継続して、大型車通行適正化に向けた啓発活動の取組みを推進しています。

大阪府トラック協会の会員企業の皆様におかれましては、この取り組みにご理解頂き、通行の適正化及び啓発活動へのご協力をお願い致します。

併せて、映像資料をご視聴して頂き、特殊車両に関する認識を深めて頂くとともに、当協議会が実施する効果的な広報活動の実施に向けて、アンケート調査にご協力を宜しくお願い致します。

アンケート調査につきましては、右記のQRコードからアクセスして頂き、大型車通行適正化についての映像資料を事前にご視聴して頂くうえで、アンケートにご協力を宜しくお願い致します。



【大型車通行適正化に向けた近畿地域連絡協議会委員】

一般社団法人大阪府トラック協会、一般社団法人京都府トラック協会、一般社団法人兵庫県トラック協会、一般社団法人全国クレーン建設業協会大阪支部、同兵庫支部、大阪府警察本部、京都府警察本部、兵庫県警察本部、近畿運輸局、大阪府、京都府、兵庫県、大阪市、堺市、京都市、神戸市、西日本高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社、本州四国連絡高速道路株式会社、近畿地方整備局（オブザーバー）
公益社団法人関西経済連合会、警察庁近畿管区警察局、国土交通省近畿地方整備局港湾空港部（事務局）
近畿地方整備局 道路部 交通対策課

一定の大きさや重さを超える車（特殊車両）の通行について

●トラック等の大型車の規格には制限値があります

車両諸元の最高限度（一般的制限値）を1つでも超えると、特殊車両になります。特殊車両は許可を得ていれば走行できます。



●問題になるのは、違法な重量超過

基準軸重10tを20%オーバーした車両の道路や橋への影響は、なんと法律を守った軸重10tの車両約9台分



●審査期間が激短！特殊車両通行確認制度

新制度はITを活用。大幅にスピードアップしました。

保有車両を登録（1回のみ）
▼
利用時の入力内容
▼
即時に通行可能な経路を届答（ウェブ上に地図表示）

許可まで時間がかかったよな。

●道路の保全、交通の危険防止のため、取締りにもITを活用します

取締り
●収録基地における取締り
●車両重量自動計測装置による取締り
●ETC-2.0を活用した経路確認
●違法な積載等による重量確認

IT活用

みんなの道路を守る大型車通行適正化に向けた近畿地域連絡協議会

関係諸協会で構成する「大型車通行適正化に向けた近畿地域連絡協議会」を設置し、普及啓発による広報を中心とした継続的な活動を展開しています。

●お問い合わせ 大阪府トラック協会 近畿地域連絡協議会 事務局（近畿地方整備局 道路部 交通対策課）TEL. 06-6942-1141（代）

3. 取組の紹介（運送事業者への啓発活動）

NO.③ 機関誌掲載（2/2）

【兵庫県トラック協会】

兵庫県トラック協会の機関誌「兵ト協ニュース」の10月号のP1に連絡協議会の活動PRとアンケート調査の協力依頼の記事を掲載。



発行部数 2100部

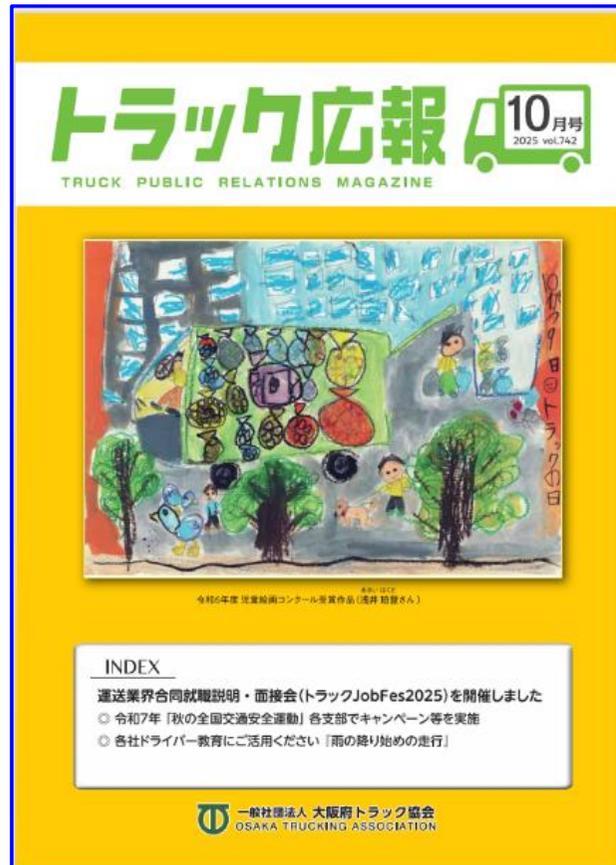


3. 取組の紹介（運送事業者への啓発活動）

NO.③ 運送事業者へのチラシ配布及びアンケート調査の実施

【大阪府・京都府・兵庫県トラック協会】

大阪府・京都府・兵庫県トラック協会の各トラック協会が発行する機関誌の送付時にアンケート調査票及びチラシを同封して、会員事業者へアンケートの協力依頼。



発行部数 3, 800部



発行部数 1, 100部



発行部数 2, 100部

3. 取組の紹介（運送事業者への啓発活動）

NO.④⑤⑥ 運送事業者研修等での事業者・ドライバーへのチラシの配布

④⑤ 運送事業者に対する近畿運輸局及び運輸支局の取組み

実施項目	実施時期	実施内容	備考
整備管理者研修を活用したチラシ配布の実施	令和7年10月 ～ 令和8年3月	整備管理者研修(合計83回)において、一般向けチラシを配布	
運行管理者講習を活用した啓発活動の実施	令和7年10月 ～ 令和8年3月	運行管理者講習実施指定機関(NASVA)に対して、講習時等に一般向けチラシを3,000枚配布	※ 講習実施指定機関(NASVA)に広報依頼

⑥ 各道路管理者の特殊車両取締時において、チラシを配布して頂きました。



<取締状況> (違反車両ではありません)

取締時におけるチラシ等の配布資料



(一般向けチラシ)



(荷主等向け罰則チラシ)



(通行確認制度チラシ)



(ウェットティッシュ)

3. 取組の紹介（講習会等においてアンケートの実施）

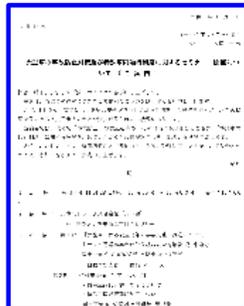
NO.⑦ 講習会等の実施

兵庫県・京都府・大阪府の各トラック協会の主催により、会員事業者を対象に近畿地方整備局を講師として、「特殊車両通行制度について」をテーマに、近畿運輸局を講師として、「大型車に係る安全対策と事故防止の推進について」をテーマに講習会を実施。（受講者へのアンケート調査及びチラシ配布）

【兵庫県トラック協会（11/28）】

【京都府トラック協会（12/5）】

【大阪府トラック協会（1/21）】



特殊車両通行制度について

令和7年11月28日（金）
大型車通行適正化に向けた近畿地域連絡協議会

特殊車両通行制度について

令和7年12月5日（土）

特殊車両通行制度について

特殊車両通行制度について

特殊車両通行制度について



3. 取組の紹介（SNSによる広報）

NO.⑧ SNS広報（YouTube広告動画）

- SNS広報として、荷主・運送事業者・社会一般に対して、YouTubeの広告動画による広報を実施。
- 広告動画を協議会関係機関のHP掲載。

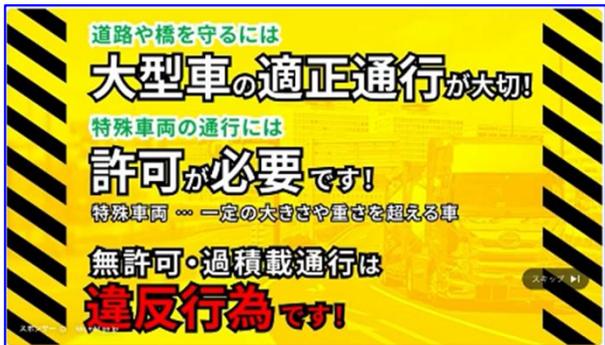


実施項目	掲載先
・SNSによる広報	【掲載先】 ① 国道事務所(大阪国道・京都国道・兵庫国道) ② 関係機関の府県・指定市(神戸市) ③ 各トラック協会(大阪府・京都府・兵庫県) ④ 道路関係会社(西日本高速道路(株)・阪神高速道路(株)・本州四国連絡高速道路(株))

■チャプター①（オープニング画像）



■キチャプター④（ルールを守る画像）



■チャプター②（道路へのダメージ画像）



■チャプター⑤（エンディング画像）



■チャプター③（橋へのダメージ画像）



3. 取組の紹介 (SNSによる広報)

NO.⑧ SNS広報 (YouTube広告動画)

広報動画の
関係機関の
HP掲載状況

【大阪府トラック協会】



【京都府トラック協会】



【兵庫県トラック協会】



【本州四国連絡高速道路】



【西日本高速道路】



【阪神高速道路】



各PAのデジタルサイネージに掲出

【神戸市】



3. 取組の紹介（「インフラメンテナンス国民会議」における啓発活動）

NO.⑨ 広報イベント（1/3）

○ 令和7年度の「インフラメンテナンス国民会議」において、広報活動を実施。

■ イベント名：インフラメンテナンス国民会議

インフラメンテナンス国民会議 （一社）国土政策研究会 関西支部
インフラメンテナンス国民会議 近畿本部フォーラム 主催

■ 開催場所：花博記念公園鶴見緑地内／ハナミズキホール周辺

■ 実施日時：令和7年5月22日（木） 10:00～17:00

令和7年5月23日（金） 10:00～17:00

■ 実施状況



■ 連絡協議会の出展

本イベントでは、事務局が主体となり、啓発用チラシを配布。



■ 連絡協議会の活動内容

○ 連絡協議会啓発用ポスター・パネルの展示、啓発用チラシ・ノベルティグッズの配布及びアンケート調査を実施

ブースを設け、ポスター・パネルの展示および当協議会啓発用チラシ・ノベルティグッズを配布するとともに、社会一般のアンケート調査を実施。

また、各ブースへ荷主アンケート調査を依頼し、粗品として、啓発用チラシ・ノベルティグッズを配布。

啓発用チラシ
⇒**200枚配布**

啓発用ノベルティグッズ（ウェットテッシュ）
⇒**200個配布**

■ 配布資料

啓発用チラシ



啓発用ノベルティグッズ



3. 取組の紹介（「建設技術展」における啓発活動）

NO.⑨ 広報イベント（2/3）

○ 令和7年度の「2025 近畿 建設技術展」において、広報活動を実施。

■ イベント名：建設技術展

日刊建設工業新聞社/（一社）近畿建設協会 主催

■ 開催場所：インテックス大阪 6号館 Cゾーン

■ 実施日時：令和7年10月30日（木）9:30～17:00

令和7年10月31日（金）9:30～16:45

■ 実施状況



■ 連絡協議会の出展

本イベントでは、事務局が主体となり、啓発用チラシを配布。

■ 配布資料

■ 連絡協議会の活動内容

○ 連絡協議会啓発用ポスター・パネルの展示、啓発用チラシ・ノベルティグッズの配布及びアンケート調査を実施

ブースを設け、ポスター・パネルの展示および当協議会啓発用チラシ・ノベルティグッズを配布するとともに、社会一般のアンケート調査を実施。

また、各ブースへ荷主アンケート調査を依頼し、粗品として、啓発用チラシ・ノベルティグッズを配布。

啓発用チラシ



特車新制度チラシ



啓発用ノベルティグッズ（LEDライト等）



啓発用チラシ

⇒**200枚配布**

啓発用ノベルティグッズ（LEDライト等）

⇒**200セット配布**



3. 取組の紹介（「トラックの日のトラックフェスタ」における啓発活動）

NO.⑨ 広報イベント（3/3）

- イベント名：トラックフェスタ2025
（一社）兵庫県トラック協会 主催
- 開催場所：三田市総合文化センター「郷の音ホール」
- 実施日時：10月11日（土）11:00～16:00

- 連絡協議会の活動内容 **（100部配布）**
 - 連絡協議会の啓発用一般向けチラシ配布を実施

組織名

（一社）兵庫県トラック協会（近畿地域連絡協議会委員）

○ 令和7年度「トラックフェスタ2025」の大阪府・京都府・兵庫県の各会場において、チラシ配布の広報活動を実施しました。

■ 実施状況



- イベント名：トラックフェスタ2025
（一社）大阪府トラック協会 主催
- 開催場所：堺市 浜寺公園イベント広場
- 実施日時：11月2日（日）10:30～16:00

- 連絡協議会の活動内容 **（100部配布）**
 - 連絡協議会の啓発用一般向けチラシ配布を実施

組織名

（一社）大阪府トラック協会（近畿地域連絡協議会委員）

■ 実施状況



- イベント名：トラックフェスタ2025
（一社）京都府トラック協会 主催
- 開催場所：京都パルスプラザ（大展示場）
- 実施日時：11月3日（祝）10:50～13:35

- 連絡協議会の活動内容 **（100部配布）**
 - 連絡協議会の啓発用一般向けチラシ配布を実施

組織名

（一社）京都府トラック協会（近畿地域連絡協議会委員）

■ 実施状況



3. 取組の紹介（広報パネルの展示）

NO.⑨ パネルの展示

○ 広報イベント（インフラメンテ国民会議・建設技術展）で啓発用チラシを配布するとともに、パネル展示。展示したパネルは以下のとおり。

高齢化が加速する道路橋

近畿圏の道路橋の現状

- 近畿圏内には道路橋が約10万橋あり、その多くが高齢化成長期に建設されており、建設から50年が経過しています。
- 建設後50年を超える道路橋の割合は、平成28年の約27%から、20年後には約72%まで増加します。

＜近畿圏内 道路橋の増減の推移（注）建設年度が不明している約6万橋を除外＞

＜近畿圏内 建設から50年が経過する道路橋の割合＞

年度	割合
現在 (2018)	約27%
10年後 (2028)	約51%
20年後 (2038)	約72%

大型車通行適正化に向けた近畿地域連絡協議会

道路橋の老朽化の状況

老朽化による損傷事例

- 老朽化の進行に伴い、一部の道路橋構造物が劣化損傷をみられるようになってきました。
- 主桁のグルーパー部にひびわれが生じています。

道路橋の点検結果について

平成25年度の道路点検により、5年に1回の頻度で道路橋の点検を完了しており、平成26年から平成30年までの1次目の点検が終了しています。その結果が以下のとおりですが、建設経過年数が長くなるほど、早期区分での早期に換装を要する区間が多くなる傾向にあります。

＜道路橋の建設経過年数と有け区分の割合＞

建設経過年数	有け区分	割合
10年未満	良好	約85%
10年以上20年未満	良好	約75%
20年以上30年未満	良好	約65%
30年以上40年未満	良好	約55%
40年以上50年未満	良好	約45%
50年以上	良好	約35%

大型車通行適正化に向けた近畿地域連絡協議会

大型車両の道路への影響

舗装への影響

- 大型車両1台が約10トンの基準より2トン超過した場合、舗装に対しては約2倍の応力が発生され、道路舗装の損傷となっています。

橋梁への影響

- 0.3%の重量超過に起因した大型車両が道路橋の劣化に与える影響は交通量の約1割を出しており、一部の重交通路が道路橋の劣化を加速させる主要因となっています。

＜道路橋の劣化に与える影響＞

項目	割合
通行台数	約5%
重量超過	約0.3%
重量超過に起因した大型車両	約1%

重量20トン車が道路橋に与える影響は約10トン車の約4,000倍に相当する。

大型車通行適正化に向けた近畿地域連絡協議会

道路を守るための大型車両の通行ルール①

道路を守るため、定められた大きさや重さを超える車両が道路を通行する場合は、道路管理者の許可を得る必要があります。

特殊車両通行許可制度

許可が必要となる車両の例

大型車通行適正化に向けた近畿地域連絡協議会

道路を守るための大型車両の通行ルール②

道路管理者から許可を受けた車両は、付与された通行条件に従って道路を通行しなければなりません。

通行条件

守法条件

無許可走行や、通行条件を守らないと大事故に繋がる恐れ

6時間以上通行止め

大型車通行適正化に向けた近畿地域連絡協議会

違法走行車両を取締ります

重量違反の状況

- 道路管理者に設置している自動重量計を設置による対策グループから、総重量超過車両の数は、ここ10年で約6割の減少が見られています。
- 平均重量は、約3割に当たる156万台が超重量超過車両として検出されています。

計量所における指導・取締り状況

- 道路の構造を保全、または交通の危険を防止するため、重量超過車両を備えた取締り基地または、可搬式の重量計設置により、時時検出を迅速に検出している者に対して警告と提供した指導・取締りを実施しています。

特に重量超過車両が複数台で検出された場合は…即時告発!

大型車通行適正化に向けた近畿地域連絡協議会

大型車通行適正化に向けた近畿地域連絡協議会設立

- 老朽化した道路をこれ以上増やさないよう、道路の劣化に与える影響が非常に大きいとされる「重量を違法に超過した大型車両」への対策強化が重要です。
- しかし、重量違反の防止には単独組織（道路法）のみでは限界があるため、大型車両の走行に際する幅広い機関の協力、連携が必要となります。

平成30年1月 大型車通行適正化に向けた近畿地域連絡協議会設立

連絡協議会の構成は以下のとおりです。

【関係機関】

- 国土交通省
- 大阪府
- 兵庫県
- 奈良県
- 和歌山県
- 徳島県
- 高知県
- 福岡県
- 山口県
- 広島県
- 岡山県
- 愛媛県
- 香川県
- 高松市
- 愛知県
- 岐阜県
- 静岡県
- 長野県
- 新潟県
- 富山県
- 石川県
- 福井県
- 滋賀県
- 京都府
- 大阪府
- 兵庫県
- 奈良県
- 和歌山県
- 徳島県
- 高知県
- 福岡県
- 山口県
- 広島県
- 岡山県
- 愛媛県
- 香川県
- 高松市
- 愛知県
- 岐阜県
- 静岡県
- 長野県
- 新潟県
- 富山県
- 石川県
- 福井県
- 滋賀県
- 京都府
- 大阪府
- 兵庫県
- 奈良県
- 和歌山県
- 徳島県
- 高知県
- 福岡県
- 山口県
- 広島県
- 岡山県
- 愛媛県
- 香川県
- 高松市
- 愛知県
- 岐阜県
- 静岡県
- 長野県
- 新潟県
- 富山県
- 石川県
- 福井県
- 滋賀県
- 京都府
- 大阪府
- 兵庫県
- 奈良県
- 和歌山県
- 徳島県
- 高知県
- 福岡県
- 山口県
- 広島県
- 岡山県
- 愛媛県
- 香川県
- 高松市
- 愛知県
- 岐阜県
- 静岡県
- 長野県
- 新潟県
- 富山県
- 石川県
- 福井県
- 滋賀県
- 京都府
- 大阪府
- 兵庫県
- 奈良県
- 和歌山県
- 徳島県
- 高知県
- 福岡県
- 山口県
- 広島県
- 岡山県
- 愛媛県
- 香川県
- 高松市
- 愛知県
- 岐阜県
- 静岡県
- 長野県
- 新潟県
- 富山県
- 石川県
- 福井県
- 滋賀県
- 京都府
- 大阪府
- 兵庫県
- 奈良県
- 和歌山県
- 徳島県
- 高知県
- 福岡県
- 山口県
- 広島県
- 岡山県
- 愛媛県
- 香川県
- 高松市
- 愛知県
- 岐阜県
- 静岡県
- 長野県
- 新潟県
- 富山県
- 石川県
- 福井県
- 滋賀県
- 京都府
- 大阪府
- 兵庫県
- 奈良県
- 和歌山県
- 徳島県
- 高知県
- 福岡県
- 山口県
- 広島県
- 岡山県
- 愛媛県
- 香川県
- 高松市
- 愛知県
- 岐阜県
- 静岡県
- 長野県
- 新潟県
- 富山県
- 石川県
- 福井県
- 滋賀県
- 京都府
- 大阪府
- 兵庫県
- 奈良県
- 和歌山県
- 徳島県
- 高知県
- 福岡県
- 山口県
- 広島県
- 岡山県
- 愛媛県
- 香川県
- 高松市
- 愛知県
- 岐阜県
- 静岡県
- 長野県
- 新潟県
- 富山県
- 石川県
- 福井県
- 滋賀県
- 京都府
- 大阪府
- 兵庫県
- 奈良県
- 和歌山県
- 徳島県
- 高知県
- 福岡県
- 山口県
- 広島県
- 岡山県
- 愛媛県
- 香川県
- 高松市
- 愛知県
- 岐阜県
- 静岡県
- 長野県
- 新潟県
- 富山県
- 石川県
- 福井県
- 滋賀県
- 京都府
- 大阪府
- 兵庫県
- 奈良県
- 和歌山県
- 徳島県
- 高知県
- 福岡県
- 山口県
- 広島県
- 岡山県
- 愛媛県
- 香川県
- 高松市
- 愛知県
- 岐阜県
- 静岡県
- 長野県
- 新潟県
- 富山県
- 石川県
- 福井県
- 滋賀県
- 京都府
- 大阪府
- 兵庫県
- 奈良県
- 和歌山県
- 徳島県
- 高知県
- 福岡県
- 山口県
- 広島県
- 岡山県
- 愛媛県
- 香川県
- 高松市
- 愛知県
- 岐阜県
- 静岡県
- 長野県
- 新潟県
- 富山県
- 石川県
- 福井県
- 滋賀県
- 京都府
- 大阪府
- 兵庫県
- 奈良県
- 和歌山県
- 徳島県
- 高知県
- 福岡県
- 山口県
- 広島県
- 岡山県
- 愛媛県
- 香川県
- 高松市
- 愛知県
- 岐阜県
- 静岡県
- 長野県
- 新潟県
- 富山県
- 石川県
- 福井県
- 滋賀県
- 京都府
- 大阪府
- 兵庫県
- 奈良県
- 和歌山県
- 徳島県
- 高知県
- 福岡県
- 山口県
- 広島県
- 岡山県
- 愛媛県
- 香川県
- 高松市
- 愛知県
- 岐阜県
- 静岡県
- 長野県
- 新潟県
- 富山県
- 石川県
- 福井県
- 滋賀県
- 京都府
- 大阪府
- 兵庫県
- 奈良県
- 和歌山県
- 徳島県
- 高知県
- 福岡県
- 山口県
- 広島県
- 岡山県
- 愛媛県
- 香川県
- 高松市
- 愛知県
- 岐阜県
- 静岡県
- 長野県
- 新潟県
- 富山県
- 石川県
- 福井県
- 滋賀県
- 京都府
- 大阪府
- 兵庫県
- 奈良県
- 和歌山県
- 徳島県
- 高知県
- 福岡県
- 山口県
- 広島県
- 岡山県
- 愛媛県
- 香川県
- 高松市
- 愛知県
- 岐阜県
- 静岡県
- 長野県
- 新潟県
- 富山県
- 石川県
- 福井県
- 滋賀県
- 京都府
- 大阪府
- 兵庫県
- 奈良県
- 和歌山県
- 徳島県
- 高知県
- 福岡県
- 山口県
- 広島県
- 岡山県
- 愛媛県
- 香川県
- 高松市
- 愛知県
- 岐阜県
- 静岡県
- 長野県
- 新潟県
- 富山県
- 石川県
- 福井県
- 滋賀県
- 京都府
- 大阪府
- 兵庫県
- 奈良県
- 和歌山県
- 徳島県
- 高知県
- 福岡県
- 山口県
- 広島県
- 岡山県
- 愛媛県
- 香川県
- 高松市
- 愛知県
- 岐阜県
- 静岡県
- 長野県
- 新潟県
- 富山県
- 石川県
- 福井県
- 滋賀県
- 京都府
- 大阪府
- 兵庫県
- 奈良県
- 和歌山県
- 徳島県
- 高知県
- 福岡県
- 山口県
- 広島県
- 岡山県
- 愛媛県
- 香川県
- 高松市
- 愛知県
- 岐阜県
- 静岡県
- 長野県
- 新潟県
- 富山県
- 石川県
- 福井県
- 滋賀県
- 京都府
- 大阪府
- 兵庫県
- 奈良県
- 和歌山県
- 徳島県
- 高知県
- 福岡県
- 山口県
- 広島県
- 岡山県
- 愛媛県
- 香川県
- 高松市
- 愛知県
- 岐阜県
- 静岡県
- 長野県
- 新潟県
- 富山県
- 石川県
- 福井県
- 滋賀県
- 京都府
- 大阪府
- 兵庫県
- 奈良県
- 和歌山県
- 徳島県
- 高知県
- 福岡県
- 山口県
- 広島県
- 岡山県
- 愛媛県
- 香川県
- 高松市
- 愛知県
- 岐阜県
- 静岡県
- 長野県
- 新潟県
- 富山県
- 石川県
- 福井県
- 滋賀県
- 京都府
- 大阪府
- 兵庫県
- 奈良県
- 和歌山県
- 徳島県
- 高知県
- 福岡県
- 山口県
- 広島県
- 岡山県
- 愛媛県
- 香川県
- 高松市
- 愛知県
- 岐阜県
- 静岡県
- 長野県
- 新潟県
- 富山県
- 石川県
- 福井県
- 滋賀県
- 京都府
- 大阪府
- 兵庫県
- 奈良県
- 和歌山県
- 徳島県
- 高知県
- 福岡県
- 山口県
- 広島県
- 岡山県
- 愛媛県
- 香川県
- 高松市
- 愛知県
- 岐阜県
- 静岡県
- 長野県
- 新潟県
- 富山県
- 石川県
- 福井県
- 滋賀県
- 京都府
- 大阪府
- 兵庫県
- 奈良県
- 和歌山県
- 徳島県
- 高知県
- 福岡県
- 山口県
- 広島県
- 岡山県
- 愛媛県
- 香川県
- 高松市
- 愛知県
- 岐阜県
- 静岡県
- 長野県
- 新潟県
- 富山県
- 石川県
- 福井県
- 滋賀県
- 京都府
- 大阪府
- 兵庫県
- 奈良県
- 和歌山県
- 徳島県
- 高知県
- 福岡県
- 山口県
- 広島県
- 岡山県
- 愛媛県
- 香川県
- 高松市
- 愛知県
- 岐阜県
- 静岡県
- 長野県
- 新潟県
- 富山県
- 石川県
- 福井県
- 滋賀県
- 京都府
- 大阪府
- 兵庫県
- 奈良県
- 和歌山県
- 徳島県
- 高知県
- 福岡県
- 山口県
- 広島県
- 岡山県
- 愛媛県
- 香川県
- 高松市
- 愛知県
- 岐阜県
- 静岡県
- 長野県
- 新潟県
- 富山県
- 石川県
- 福井県
- 滋賀県
- 京都府
- 大阪府
- 兵庫県
- 奈良県
- 和歌山県
- 徳島県
- 高知県
- 福岡県
- 山口県
- 広島県
- 岡山県
- 愛媛県
- 香川県
- 高松市
- 愛知県
- 岐阜県
- 静岡県
- 長野県
- 新潟県
- 富山県
- 石川県
- 福井県
- 滋賀県
- 京都府
- 大阪府
- 兵庫県
- 奈良県
- 和歌山県
- 徳島県
- 高知県
- 福岡県
- 山口県
- 広島県
- 岡山県
- 愛媛県
- 香川県
- 高松市
- 愛知県
- 岐阜県
- 静岡県
- 長野県
- 新潟県
- 富山県
- 石川県
- 福井県
- 滋賀県
- 京都府
- 大阪府
- 兵庫県
- 奈良県
- 和歌山県
- 徳島県
- 高知県
- 福岡県
- 山口県
- 広島県
- 岡山県
- 愛媛県
- 香川県
- 高松市
- 愛知県
- 岐阜県
- 静岡県
- 長野県
- 新潟県
- 富山県
- 石川県
- 福井県
- 滋賀県
- 京都府
- 大阪府
- 兵庫県
- 奈良県
- 和歌山県
- 徳島県
- 高知県
- 福岡県
- 山口県
- 広島県
- 岡山県
- 愛媛県
- 香川県
- 高松市
- 愛知県
- 岐阜県
- 静岡県
- 長野県
- 新潟県
- 富山県
- 石川県
- 福井県
- 滋賀県
- 京都府
- 大阪府
- 兵庫県
- 奈良県
- 和歌山県
- 徳島県
- 高知県
- 福岡県
- 山口県
- 広島県
- 岡山県
- 愛媛県
- 香川県
- 高松市
- 愛知県
- 岐阜県
- 静岡県
- 長野県
- 新潟県
- 富山県
- 石川県
- 福井県
- 滋賀県
- 京都府
- 大阪府
- 兵庫県
- 奈良県
- 和歌山県
- 徳島県
- 高知県
- 福岡県
- 山口県
- 広島県
- 岡山県
- 愛媛県
- 香川県
- 高松市
- 愛知県
- 岐阜県
- 静岡県
- 長野県
- 新潟県
- 富山県
- 石川県
- 福井県
- 滋賀県
- 京都府
- 大阪府
- 兵庫県
- 奈良県
- 和歌山県
- 徳島県
- 高知県
- 福岡県
- 山口県
- 広島県
- 岡山県
- 愛媛県
- 香川県
- 高松市
- 愛知県
- 岐阜県
- 静岡県
- 長野県
- 新潟県
- 富山県
- 石川県
- 福井県
- 滋賀県
- 京都府
- 大阪府
- 兵庫県
- 奈良県
- 和歌山県
- 徳島県
- 高知県
- 福岡県
- 山口県
- 広島県
- 岡山県
- 愛媛県
- 香川県
- 高松市
- 愛知県
- 岐阜県
- 静岡県
- 長野県
- 新潟県
- 富山県
- 石川県
- 福井県
- 滋賀県
- 京都府
- 大阪府
- 兵庫県
- 奈良県
- 和歌山県
- 徳島県
- 高知県
- 福岡県
- 山口県
- 広島県
- 岡山県
- 愛媛県
- 香川県
- 高松市
- 愛知県
- 岐阜県
- 静岡県
- 長野県
- 新潟県
- 富山県
- 石川県
- 福井県
- 滋賀県
- 京都府
- 大阪府
- 兵庫県
- 奈良県
- 和歌山県
- 徳島県
- 高知県
- 福岡県
- 山口県
- 広島県
- 岡山県
- 愛媛県
- 香川県
- 高松市
- 愛知県
- 岐阜県
- 静岡県
- 長野県
- 新潟県
- 富山県
- 石川県
- 福井県
- 滋賀県
- 京都府
- 大阪府
- 兵庫県
- 奈良県
- 和歌山県
- 徳島県
- 高知県
- 福岡県
- 山口県
- 広島県
- 岡山県
- 愛媛県
- 香川県
- 高松市
- 愛知県
- 岐阜県
- 静岡県
- 長野県
- 新潟県
- 富山県
- 石川県
- 福井県
- 滋賀県
- 京都府
- 大阪府
- 兵庫県
- 奈良県
- 和歌山県
- 徳島県
- 高知県
- 福岡県
- 山口県
- 広島県
- 岡山県
- 愛媛県
- 香川県
- 高松市
- 愛知県
- 岐阜県
- 静岡県
- 長野県
- 新潟県
- 富山県
- 石川県
- 福井県
- 滋賀県
- 京都府
- 大阪府
- 兵庫県
- 奈良県
- 和歌山県
- 徳島県
- 高知県
- 福岡県
- 山口県
- 広島県
- 岡山県
- 愛媛県
- 香川県
- 高松市
- 愛知県
- 岐阜県
- 静岡県
- 長野県
- 新潟県
- 富山県
- 石川県
- 福井県
- 滋賀県
- 京都府
- 大阪府
- 兵庫県
- 奈良県
- 和歌山県
- 徳島県
- 高知県
- 福岡県
- 山口県
- 広島県
- 岡山県
- 愛媛県
- 香川県
- 高松市
- 愛知県
- 岐阜県
- 静岡県
- 長野県
- 新潟県
- 富山県
- 石川県
- 福井県
- 滋賀県
- 京都府
- 大阪府
- 兵庫県
- 奈良県
- 和歌山県
- 徳島県
- 高知県
- 福岡県
- 山口県
- 広島県
- 岡山県
- 愛媛県
- 香川県
- 高松市
- 愛知県
- 岐阜県
- 静岡県
- 長野県
- 新潟県
- 富山県
- 石川県
- 福井県
- 滋賀県
- 京都府
- 大阪府
- 兵庫県
- 奈良県
- 和歌山県
- 徳島県
- 高知県
- 福岡県
- 山口県
- 広島県
- 岡山県
- 愛媛県
- 香川県
- 高松市
- 愛知県
- 岐阜県
- 静岡県
- 長野県
- 新潟県
- 富山県
- 石川県
- 福井県
- 滋賀県
- 京都府
- 大阪府
- 兵庫県
- 奈良県
- 和歌山県
- 徳島県
- 高知県
- 福岡県
- 山口県
- 広島県
- 岡山県
- 愛媛県
- 香川県
- 高松市
- 愛知県
- 岐阜県
- 静岡県
- 長野県
- 新潟県
- 富山県
- 石川県
- 福井県
- 滋賀県
- 京都府
- 大阪府
- 兵庫県
- 奈良県
- 和歌山県
- 徳島県
- 高知県
- 福岡県
- 山口県
- 広島県
- 岡山県
- 愛媛県
- 香川県
- 高松市
- 愛知県
- 岐阜県
- 静岡県
- 長野県
- 新潟県
- 富山県
- 石川県
- 福井県
- 滋賀県
- 京都府
- 大阪府
- 兵庫県
- 奈良県
- 和歌山県
- 徳島県
- 高知県
- 福岡県
- 山口県
- 広島県
- 岡山県
- 愛媛県
- 香川県
- 高松市
- 愛知県
- 岐阜県
- 静岡県
- 長野県
- 新潟県
- 富山県
- 石川県
- 福井県
- 滋賀県
- 京都府
- 大阪府
- 兵庫県
- 奈良県
- 和歌山県
- 徳島県
- 高知県
- 福岡県
- 山口県
- 広島県
- 岡山県
- 愛媛県
- 香川県
- 高松市
- 愛知県
- 岐阜県
- 静岡県
- 長野県
- 新潟県
- 富山県
- 石川県
- 福井県
- 滋賀県
- 京都府
- 大阪府
- 兵庫県
- 奈良県
- 和歌山県
- 徳島県
- 高知県
- 福岡県
- 山口県
- 広島県
- 岡山県
- 愛媛県
- 香川県
- 高松市
- 愛知県
- 岐阜県
- 静岡県
- 長野県
- 新潟県
- 富山県
- 石川県
- 福井県
- 滋賀県
- 京都府
- 大阪府
- 兵庫県
- 奈良県
- 和歌山県
- 徳島県
- 高知県
- 福岡県
- 山口県
- 広島県
- 岡山県
- 愛媛県
- 香川県
- 高松市
- 愛知県
- 岐阜県
- 静岡県
- 長野県
- 新潟県
- 富山県
- 石川県
- 福井県
- 滋賀県
- 京都府
- 大阪府
- 兵庫県
- 奈良県
- 和歌山県
- 徳島県
- 高知県
- 福岡県
- 山口県
- 広島県
- 岡山県
- 愛媛県
- 香川県
- 高松市
- 愛知県
- 岐阜県
- 静岡県
- 長野県
- 新潟県
- 富山県
- 石川県
- 福井県
- 滋賀県
- 京都府
- 大阪府
- 兵庫県
- 奈良県
- 和歌山県
- 徳島県
- 高知県
- 福岡県
- 山口県
- 広島県
- 岡山県
- 愛媛県
- 香川県
- 高松市
- 愛知県
- 岐阜県
- 静岡県
- 長野県
- 新潟県
- 富山県
- 石川県
- 福井県
- 滋賀県
- 京都府
- 大阪府
- 兵庫県
- 奈良県
- 和歌山県
- 徳島県
- 高知県
- 福岡県
- 山口県
- 広島県
- 岡山県
- 愛媛県
- 香川県
- 高松市
- 愛知県
- 岐阜県
- 静岡県
- 長野県
- 新潟県
- 富山県
- 石川県
- 福井県
- 滋賀県
- 京都府
- 大阪府
- 兵庫県
- 奈良県
- 和歌山県
- 徳島県
- 高知県
- 福岡県
- 山口県
- 広島県
- 岡山県
- 愛媛県
- 香川県
- 高松市
- 愛知県
- 岐阜県
- 静岡県
- 長野県
- 新潟県
- 富山県
- 石川県
- 福井県
- 滋賀県
- 京都府
- 大阪府
- 兵庫県
- 奈良県
- 和歌山県
- 徳島県
- 高知県
- 福岡県
- 山口県
- 広島県
- 岡山県
- 愛媛県
- 香川県
- 高松市
- 愛知県
- 岐阜県
- 静岡県
- 長野県
- 新潟県
- 富山県
- 石川県
- 福井県
- 滋賀県
- 京都府
- 大阪府
- 兵庫県
- 奈良県
- 和歌山県

3. 取組の紹介（ポスター・チラシの掲示・配布による啓発活動）

NO.⑩ ポスターの掲示及びチラシの配布

- 広報用チラシは、一般の方向け、荷主の方向け、荷主・運送の方向け罰則の3種類及びポスターを10月上旬から配布
- 京阪神圏の37の行政機関・企業団体・関係団体等において、チラシ31,000枚及びポスター280枚を配布し、大型車の通行適正化に向けた啓発活動を実施
- 令和4年4月1日から開始した特殊車両通行確認制度の新たなチラシも同時に配布

■ 掲出・配布状況

【近畿地方整備局】



■ ポスター・チラシ 設置箇所

- 大阪府・京都府・兵庫県 トラック協会
- 全国クレーン建設業協会 大阪支部・兵庫支部
- 近畿管区警察局・関西経済連合会・近畿運輸局
- 大阪府・京都府・兵庫県 警察本部
- 大阪府・京都府・兵庫県・大阪市・堺市・京都市・神戸市
- 西日本高速道路(株)・阪神高速道路(株)・本州四国連絡高速道路(株)
- 近畿地方整備局 港湾空港部・道路部 交通対策課
- 大阪・京都・兵庫 国道事務所
- 大阪府・京都府・兵庫県 建設業協会
- 日本建設業連合会 関西支部
- P C建設業協会 関西支部
- 大阪府・京都府・兵庫県 鉄工建設業協同組合
- 厚生労働省大阪労働局・京都労働局・兵庫労働局

■ チラシ

分かり易い一般的な内容

荷主企業に特化した注意喚起

罰則に特化した注意喚起

特車新制度活用の紹介内容

分かり易い一般的な内容



一般向けチラシ

荷主向けチラシ

荷主・運送事業者向けチラシ

特車新制度チラシ

一般向けポスター

⇒ 約16,500枚配布

⇒ 約5,500枚配布

⇒ 約5,500枚配布

⇒ 約3,500枚配布

⇒ 約280枚配布

3. 取組の紹介（ポスターの掲示・チラシの配布状況）

NO.⑩ ポスターの掲示及びチラシの配布状況（1/4）

＜ 近畿地方整備局 ＞



＜近畿地方整備局港湾空港部＞



＜ 大阪国道事務所 ＞



＜ 京都国道事務所 ＞



＜ 兵庫国道事務所 ＞



＜ 京都労働局 ＞



3. 取組の紹介（ポスターの掲示・チラシの配布状況）

NO.⑩ ポスターの掲示及びチラシの配布状況（2/4）

< 大阪府 >



< 兵庫県 >



< 京都府 >



< 大阪市 >



< 神戸市 >



< 大阪府トラック協会 >



3. 取組の紹介（ポスターの掲示・チラシの配布状況）

NO.⑩ ポスターの掲示及びチラシの配布状況（3/4）

＜ 京都府トラック協会 ＞



＜ 兵庫県トラック協会 ＞



＜ 全国クレーン建設業協会大阪支部 ＞



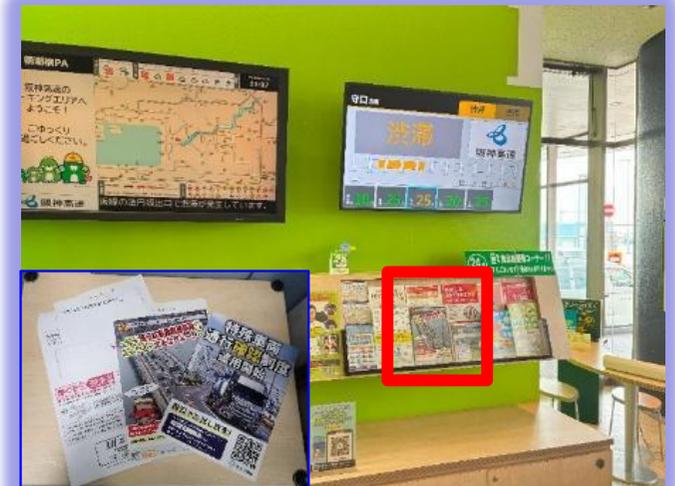
＜ 本州四国連絡高速道路 ＞



＜ 西日本高速道路 ＞



＜ 阪神高速道路 ＞



3. 取組の紹介（ポスターの掲示・チラシの配布状況）

NO.⑩ ポスターの掲示及びチラシの配布状況（4/4）

＜大阪建設業協会＞



＜兵庫県建設業協会＞



＜京都府警察本部＞



＜兵庫県警察本部＞



＜道の駅＞



＜大阪トラックステーション＞



3. 取組の紹介（連絡協議会ホームページによる情報発信）

NO.11 連絡協議会ホームページ掲載（1/2）

近畿地方整備局 道路部 トップページ

国土交通省 近畿地方整備局

防災・災害情報 | 現場見学・出前講座 | 近畿の社会資本整備 | 事業者向け技術情報 | 発注・入札情報 | 整備局の紹介 | 申請・相談窓口 | 採用情報 | DX インフラ DX

現場 × 躍動

申請手続き

- 特殊車両通行許可（特車オンライン申請）
- 道路敷地境界明示
- 道路占用許可
- ほかあり

その他取組

- 社会資本整備審議会道路分科会 近畿地方小委員会
- 近畿地区幹線道路協議会
- 大型車通行適正化に向けた近畿地域連絡協議会**
- 今後の渋滞対策の推進について

標識BOX | 道の相談室

道路台帳（図面・調査）の閲覧

近畿地域連絡協議会 トップページ

防災・災害情報 | 現場見学・出前講座 | 近畿の社会資本整備 | 事業者向け技術情報 | 発注・入札情報 | 整備局の紹介 | 申請・相談窓口 | 採用情報 | DX インフラ DX

HOME | 道路 | その他取組 | 大型車通行適正化に向けた近畿地域連絡協議会

その他取組

大型車通行適正化に向けた近畿地域連絡協議会

大型車通行適正化に向けた特殊車両の指導・取締り等に関するアンケート

特殊車両の指導・取締り等に関するアンケートフォームはこちら

①アンケートフォーム・啓発動画

新着情報のお知らせ What's new

2023年11月15日
2021年11月11日

- 京阪神圏の9箇所です特殊車両の一斉取締を実施します～道路の劣化を早め、交通の危険をも脅かす違反車両を一斉取締～

2021年8月25日

- 大型車通行適正化に向けた特殊車両の指導・取締り等についてアンケートにご協力をお願い致します。

2021年3月5日

- 令和2年度大型車通行適正化に向けた近畿地域連絡協議会を画面により開催しました。

2020年12月10日

- 近畿初！京阪神圏の8箇所です特殊車両の一斉取締を実施しました～8箇所合計で違反車両計17台に指導実施～

2020年12月8日

- 近畿初！京阪神圏の8箇所です特殊車両の一斉取締を実施します～道路の劣化を早め、

2020年7月29日

- 連絡協議会ホームページを開発しました。

違反車両の取締り

連絡協議会とは | 連絡協議会の開催状況 | 違反車両の取締り

他地域の連絡協議会 | 特殊車両通行許可制度について（お役立ち情報） | 連絡協議会委員リンク集

3. 取組の紹介（合同取締り）

NO. ⑫ 合同取締

- 令和7年11月12日（水）に京阪神圏13箇所において、10関係機関と協力し一斉合同取締りを実施。
 なお、各関係機関の合同取締実施結果速報値は、下記のとおり協議会のホームページに掲載。
 また、今年度は公開場所の八幡車両計量所において、マスコミの取材等はなし。

一斉取締結果公表資料（協議会HP掲載）

 大型車通行適正化に向けた
 近畿地域連絡協議会
 令和7年11月12日
 大型車通行適正化に向けた近畿地域連絡協議会

京阪神圏の13箇所です特殊車両の一斉取締りを実施しました
 ～ 13箇所合計で違反車両計25台に行政指導を実施 ～

大型車通行適正化に向けた近畿地域連絡協議会は、道路構造物の劣化に多大なる影響を与える道路法違反車両への対策強化のため、京阪神圏において、13箇所で一斉に特殊車両の取締りを実施しました。

実施結果の速報値として、13箇所合計で49台を計測、うち違反のあった25台について行政指導を行いましたので、お知らせします。

○取締日時： 令和7年11月12日（水） 14時00分～16時00分

○取締場所： 大阪府、京都府、兵庫県の2府1県の13箇所です実施

（取締結果）

道路管理者	取締場所		計測台数	違反台数 (道路法違反)
国土交通省 近畿地方整備局	一般国道171号	大阪府三島郡島本町	5台	3台
	一般国道1号	京都府八幡市	4台	2台
	一般国道43号	兵庫県西宮市	4台	2台
大阪府	大阪府道2号線	大阪府門真市	4台	2台
大阪府	大阪市道福島桜島線	大阪府大阪市	5台	3台
兵庫県	一般国道175号	兵庫県丹波市	3台	1台
	一般国道179号	兵庫県たつの市	4台	4台
神戸市	神戸市道夢野白川線	兵庫県神戸市	6台	3台
西日本高速道路(株)	名神高速道路	大阪府豊中市	3台	2台
	中国自動車道	大阪府豊中市	4台	1台
阪神高速道路(株)	阪神高速12号守口線	大阪府守口市	1台	1台
	阪神高速5号湾岸線	兵庫県神戸市	2台	1台
本州四国連絡高速道路(株)	神戸淡路鳴門自動車道	兵庫県神戸市	4台	0台
合計			49台	25台

連絡協議会では、道路の適正かつ安全な利用を促進するために、特に道路構造物を劣化させる要因である違反車両対策の取組みを強化しております。今後も道路インフラを守るため『積み過ぎ禁止！ルール厳守で道路を守ろう！！』をスローガンに大型車両の通行適正化の各種取組みを行います。

別添

代表的な取締状況写真



【一般国道171号 大阪府三島郡島本町】

<取締状況> (違反車両ではありません)



【一般国道43号 兵庫県西宮市】

<計測状況> (違反車両ではありません)